

令和6年度「みやぎの米・大豆等食農連携グループ支援事業」の募集について

令和6年6月19日
宮城県農政部みやぎ米推進課

1 事業の目的

本事業は、宮城県産米・麦類・大豆について、県内の生産関連団体等と食品関連企業等が連携して実施する商品開発・販路拡大により、実需者ニーズに対応した生産拡大を推進する取組に必要な経費について、その一部を補助するものです。

2 対象となる事業者（県内に事業者を有する事業者）

- (1) 生産関連団体等・・・農業協同組合、農地所有適格法人、米・麦類・大豆を作付けする農業者
 - (2) 食品関連企業・・・食料品製造業者等（参入を予定している者や食料品製造業者に製造を委託するものを含む）
- (1)と(2)の両者を構成員とする食農連携グループを組み、事業実施計画を作成する必要があります。

3 対象事業の要件について

次の(1)～(3)の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 食農連携グループが一体となって、生産拡大及び商品開発・販路開拓に新たに取り組む内容であること
- (2) 宮城県産米・麦類・大豆のうち、県の優良品種に指定された品種、県育成品種又は県の農業振興を図るものとして知事が認めた品種を活用すること
- (3) 開発予定商品の最終加工地が宮城県内であること

4 事業メニュー及び補助対象経費について

| 事業メニュー | 経費項目 | 具体的な内容 | 補助率 | 補助限度額 |
|---------------|-------|--|--------------|---------|
| 機械等整備事業 | 備品費 | 下記に該当する機械・設備を購入する経費 ・収穫物の選別・調製・集出荷に必要な機械 ・収穫物の管理・流通の合理化・効率化に必要な機械 ・生産物の加工及び包装等の効率化に必要な機械 ・新商品開発のために必要な機械・設備 ※機械の単純更新や補修は対象外 | 補助対象経費の1/2以内 | 750万円以内 |
| 商品開発・販路開拓支援事業 | 謝金 | 外部専門家への謝金 等 | 補助対象経費の1/2以内 | 300万円以内 |
| | 旅費 | マーケティング活動の旅費や、外部専門家の招へいに係る旅費 等 | | |
| | 研究開発費 | 原材料費（自社からの仕入れの費用を除く）、検査・分析費、機械リース料 等 | | |
| | 調査研究費 | サンプル製作費、マーケティング委託費 等 | | |
| | 庁費 | 事業実施に直接必要な会場費、商談会参加費、PR経費 等 | | |

※いずれの経費も消費税、地方消費税相当額を除く。

5 募集期間 令和6年6月19日(水)から令和6年7月19日(金)まで

6 事業実施期間 補助金交付決定日から令和7年2月20日まで

7 申請方法

下記の書類を作成し、7月19日(金)17時までにみやぎ米推進課宛て提出してください。

- (1) 事業実施計画承認申請書(実施要領別記様式第1号)
- (2) 事業実施計画書(実施要領別記様式第1号 別紙)

8 審査会について

- (1) 事業実施計画が採択要件に合致し、事業の目的に資する取組であるかを判断するために、下記日程で審査会を開催いたします。審査会では、提出いただいた事業内容等を審査員に説明いただき、その内容から採択事業者を決定します。

審査会：7月31日(水) 会場：県庁内会議室

開始時間は県から後日指定しますので、日程の確保をお願いいたします。

- (2) 事業実施計画の承認の可否は、後日、申請者宛て書面にて通知いたします。

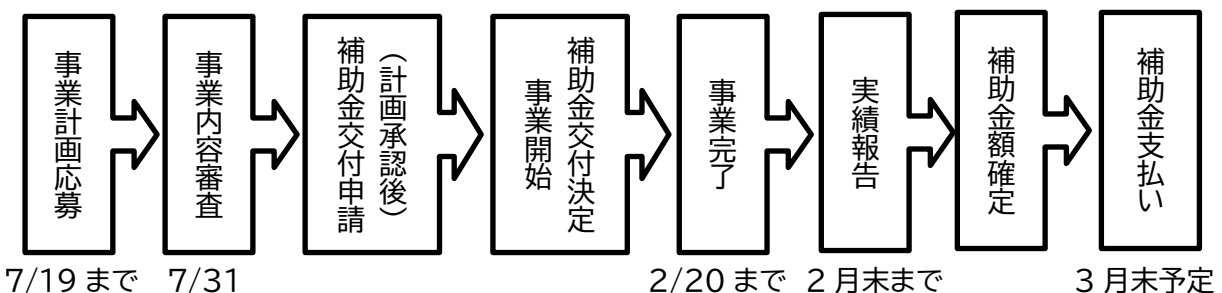
9 補助事業の実施

- (1) 事業実施計画の承認を受けた事業者は、「みやぎの米・大豆等食農連携グループ支援事業費補助金」の交付申請を行っていただきます。交付申請及びその後の手続きについては、改めてお知らせします。

- (2) 原則として、事業の着手(契約行為を含む。)は、補助金の交付決定後に行うものとします。

- (3) 原則として、補助金の交付は、補助事業の完了後に実績報告書を御提出いただき、補助金の額を確定した後の精算払いとなります。

10 補助金交付までの流れ



11 提出・お問合せ先

宮城県 農政部 みやぎ米推進課 生産販売班

電話：022-211-2841 メール：miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp